## 第一 目的

この 法律は、 農業用ため池について、 その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、 農

業用水の確保を図るとともに、 農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を

保護 Ļ もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とすること。 (第一条関係)

## 第二 定義

「農業用ため池」 とは、 農業用水の供給の用に供される貯水施設 (河川法に規定する河川管理施設で

あるものを除く。) であって、 農林水産省令で定める要件に適合するものをいうものとすること。

「管理者」 とは、 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、 維持、 修繕その他の管理を

行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)をいうものとすること。

 $\equiv$ 「防災工事」とは、 農業用ため池 の決壊を防止するために施行する工事 (農業用ため池を廃止するた

めに施行する工事を含む。)をいうものとすること。

(第二条関係)

## 第三 国及び地方公共団体の責務

都道府県及び市町村は、 農業用水の確保を図るとともに、 農業用ため池 の決壊による水害その他の災

害を防止するため、 相互に連 携を図りながら、 この法律に基づく措置その他 農業用ため 池  $\mathcal{O}$ 適 正 な管理

及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとすること。

国は、 都道 府県及び市町村に対し、 <u>ー</u>の 責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行う

とともに、 農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、 情 報 の提

供その他の必要な支援を行うよう努めるものとすること。

(第三条関係)

第四 農業用ため池の管理

農業 用 ため 池 (国又は 地 方公共団体が 所有するも <u>0</u> を除く。 三を除き、 以下同じ。 の所 有者 は、 当

該農業用ため 池を設置したときは、 遅滞なく、 農業用ため池の名称及び所在地等を都道府 県知事 に届り け

出なければならないものとすること。

(第四条第一項関係)

農業用ため池 の所有者は、 一により届け出た事項に変更があったとき、 又は当該農業用ため 池を廃止

たときは、 遅滞なく、 その旨を都道府県知事に届 け出なければならないものとすること。

(第四条第二項関係)

三 都道府県知事は、 農業用ため池に関するデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録

され た事項をインターネットの 利用その他の方法により公表するものとすること。

(第四条第三項関係)

匹 農業用ため池の所有者 (管理者を含む。 以下「所有者等」という。) は、 当該農業用 ため 池 の 機 能が

十分に発揮されるよう、 当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないものとすること。

(第五条関係)

都道府県知事 は、 農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じてい ないと

五

認 めるときは 当該農業用 ため 池 の所有者等に対 Ľ 防災工事 の施行、 管理者の選任その他の 必要な措

置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとすること。

(第六条関係)

第五 特定農業用ため池の指定等

都道府県知 事 は、 農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の 区域に被

害を及ぼす おそれが あるものとして政令で定める要件に該当するものを、 関係市 町村長 の意見を聴 いて

特定農業用ため池として指定することができるものとすること。

(第七条関係)

特定農業用ため池について、 土地 の掘削、 盛土又は切土、 竹木の植栽その他当該特定農業用ため池 0

保全に影響を及ぼすおそ れ のある行為をしようとする者は、 あら かじめ、 都道 府県知事  $\mathcal{O}$ 許可 を受けな

ければならないものとすること。

(第八条関係

三 市 町村長は、 特定農業用ため池 の決壊に関する情報の伝達方法等、 水害その他の災害時にお ける円 滑

な避難を確保する上で必要な事項について、 印刷物の 配布その他の必要な措置を講ずることにより、 住

民に周知させるよう努めるものとすること。

(第十二条関係)

第六 特定農業用ため池に係る防災工事の施行

特 定農業用 ため 池  $\mathcal{O}$ 所 有 者等 は 防災 Ī 事 を施行しようとするときは、 当該防災工事に関 する計 画 に

つい て都道府県知事に届 け 出なけ ればならないものとし、 都道 府県知事 は、 当 該計画が当該特定農業用

ため 池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないと認めるときは、 当該計画の 変更を命

ずることができるものとすること。

(第九条関係)

都道 府県 知 事 は、 第四  $\mathcal{O}$ 五 の勧告を受けた特定農業用ため池  $\mathcal{O}$ 所有者等が 正 当な理由 が なくて当該勧

告に係る防災工事 の施行をしないとき、又は一による届出のあった計画に従って防災工事を施行してい

ないと認めるときは、 相当の期限を定めて、 当該防災工事について必要な命令をすることができるもの

とすること。

(第十条関係)

三 都道· 府県知 事 は、 特定農業用ため池の所有者等が二による命令に係る防災工事を施行 しないとき、

定農業用ため池の所有者等を確知することができないため第四の五の勧告をすることができないとき等

に該当すると認めるときは、 自らその防災工事の全部又は一部を施行することができるものとすること。

(第十一条関係)

第七 裁定による特定農業用ため池の管理

市 町 村 長は、 特定農業用ため 池 につい て、 現に管理上必要な措置が講じられておらず、 か 引き続

き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、 当該特定農業用ため

池 の所有者 (数人の共有に属する特定農業用ため池にあっては、二分の一を超える持分を有する者) を

確 知することができないときは、 都道府県知事に対し、 当該特定農業用 ため池 の施設管理権 (当該特定

農業用ため池 (T) 所有者のために当該特定農業用ため 池の 操作、 維持、 修繕その 他の管理を行う権利をい

う。 以下同じ。 の設定に関し裁定を申請することができるものとすること。

(第十三条関係)

共 か 5 れ 有 都道府県知事は、 :に属: 起算して六月以内 を通知するものとすること。 する 特 :定農業! による申請があったときは、 用 に当該申請 ため 池  $\mathcal{O}$ 所 に 有 つ 者 **V** > 0 て異議を述べることができる旨等を公告するとともに、 部 が 確 当該特定農業用ため池の名称及び所在地、 知されているときは、 当該 確知され (第十四 てい る所 [条関] 公告の日 数 有 係 者 人 0

 $\equiv$ 管 5 理権 れ 都道府県知事は、 ないことによりその保全上著 を当該申請をした市 一による申請に係る特定農業用ため池について、引き続き管理上必要な措置が 町 村長に設定することが必要か しい支障が生ずるおそれがあり、 つ適当と認めるときは、 か ~つ、 当該特定農業用ため 施設管理 理権 池 を設定す 0 施設 講じ

兀 ため池につい 三の裁定に ての施設管理権を取得し、 ついて公告があったときは、 当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、 市町村長は、 当該裁定の定めるところにより当該 当該施設管理 特定農業用

べ

き旨

 $\mathcal{O}$ 

裁定

をするものとすること。

(第十五

条 関

係

権 に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限されるものとすること。 (第十六条関 係)

五 知 事 施 設管 に申請することができるものとすること。 理 権  $\mathcal{O}$ 設定を受け た市 町 村 長は、 当該: 施設管理権 の存続期間 この延長についての裁定を 1条関係) 都道 府県

第十七

都道府県知事は、 農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求めるとともに、 市

町 村長と協力して、 当該職員等に当該農業用ため池 一又は他-人の土地に立ち入らせ、 調査等をさせること

ができるものとすること。

(第十八条関係)

農林水産大臣は、 農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため緊急の必要があると認

めるときは、 都道府県知事に対し、 必要な指示をすることができるものとすること。 (第十九条関係)

三 国は、 都道 府県に対し、 予算の範囲内において、 市町村等の施行する防災工事に対して都道 府県が補

助する費用の一 部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一 部を補助することができるも

のとすること。

(第二十条関係)

兀 国及び地方公共団体は、 農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確

保、技術的な指導その他の援助に努めるものとすること。

(第二十一条関係)

第九 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとすること。

(第二十三条から第二十五条まで関係)

第十 施行期日

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係

## 第十一 経過措置等

この法律の施行の際現に存する農業用ため池 (以下「既存農業用ため池」という。) の所有者等は、

この法律の施行の日 から起算して六月を経過する日までに、 第四の一の事項を都道府県知 事に届け出な

ければならないものとすること。

附則第二条第一項関係

によ り届 け出た事項 の変更の届 出 一による届出がされ ないときの都道府県知事による催告、 市 町

村長による通知及び罰則について定めるものとすること。

(附則第二条第二項から第四項まで及び第三条関係)

三 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行 の状況を勘案し、 必要が、 あると認める

ときは、この法律の規定について検討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(附則第五条関係)